

宇部市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 (略)					1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 (略)				
2. 中心市街地の位置及び区域 (略)					2. 中心市街地の位置及び区域 (略)				
3. 中心市街地の活性化の目標 (略)					3. 中心市街地の活性化の目標 (略)				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) 略 (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
4-① 【事業名】 中心市街地バリアフリー促進事業 【内容】 建築物等のバリアフリー化を促進 【実施時期】 令和2年度～	宇部市	<u>高齢者や障害者だけでなく、常に多くの人々が利用する</u> 旅館や小売店などのバリアフリー化に係る改修費用を助成することでバリアフリー化を促進する。中心市街地内については、助成を上乘せ支援することで、目標②「経済活力の向上」や目標③「まちなかにぎわい創出」につなげる重要な事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和2年4月～令和7年3月	区域内外	4-① 【事業名】 中心市街地バリアフリー促進事業 【内容】 建築物等のバリアフリー化を促進 【実施時期】 令和2年度～	宇部市	<u>市民のみならず、観光客など、誰もが安心して快適に利用できる施設にし、回遊性を高めるため、</u> 旅館や小売店などのバリアフリー化に係る改修費用を助成することでバリアフリー化を促進する。中心市街地内については、助成を上乘せ支援することで、目標②「経済活力の向上」や目標③「まちなかにぎわい創出」につなげる重要な事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和2年4月～令和7年3月	区域内外
(略)					(略)				
(2) ②～(4) 略					(2) ②～(4) 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(2) ② 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1)～(2) ② 略 (3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項

5-④ 【事業名】 読書のまちづくり拠点事業 【内容】 市立図書館を読書のまちづくりの拠点として整備 【実施時期】 令和2年度～令和8年度	宇部市	市立図書館を「読書のまちづくり」の拠点施設として、機能強化、にぎわい創出につながる施設整備を行う。 目標③「まちなかにぎわい創出」の推進に資する事業である。	支援措置 地方創生推進交付金 実施時期 令和2年度～令和8年度	
5-⑤ 【事業名】 大型空き店舗等利活用事業 (略)				
5-⑥ 【事業名】 宇宙教育推進事業 【内容】 JAXA等と連携して、宇宙を身近に感じられる講座等を開催する 【実施時期】 平成29年度～	宇部市	山口大学やJAXAと連携して、宇宙や人工衛星などをテーマとした講演会、宇宙を身近に感じる講座等を開催する。 目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。	支援措置 地方創生推進交付金 実施時期 令和4年度～令和6年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)へ移設				
(略)				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

5-④ 【事業名】 読書のまちづくり拠点事業 【内容】 市立図書館を読書のまちづくりの拠点として整備 【実施時期】 令和2年度～令和6年度	宇部市	市立図書館を「読書のまちづくり」の拠点施設として、機能強化、にぎわい創出につながる施設整備を行う。 目標③「まちなかにぎわい創出」の推進に資する事業である。	支援措置 地方創生推進交付金 実施時期 令和2年度～令和6年度	
5-⑤ 【事業名】 大型空き店舗等利活用事業 (略)				
(4)から移設				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
5-⑥ 【事業名】 宇宙教育推進事業 【内容】 JAXA等と連携して、宇宙を身近に感じられる講座等を開催する 【実施時期】 平成29年度～	宇部市	山口大学やJAXA「 <u>西日本衛星防災利用研究センター</u> 」と連携して、宇宙や人工衛星などをテーマとした講演会、宇宙を身近に感じる講座等を開催する。 目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。		
(略)				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

- [1] 略
- [2] 具体的事業の内容

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
6-④ 【事業名】 U I J ターン奨励助成金事業 【内容】 中心市街地への移住者に対し、転入の際に必要な経費等を支援 【実施時期】 平成28年度～	宇部市	県外から市内への移住者に対し、転入の際に必要な経費を助成するとともに、中心市街地への移住に対しては上乗せ支援することで活性化につなげる。 目標①「まちなか居住の推進」に資する事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和2年4月～令和7年3月	区域内外
6-⑤ 【事業名】 専門人材誘致家賃助成金事業 【内容】 医療や保育等の専門人材に対して家賃補助を行う 【実施時期】 平成29年度～令和4年度	宇部市	市外から転入する医療、福祉、保育、建設、ICT人材及び、一次産業従事者に対して、中心市街地に居住するための家賃の助成を上乗せする。 目標①「まちなか居住の推進」に資する事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和2年4月～令和5年3月	区域内外

(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2)② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
7-⑳ 【事業名】 中心市街地建物リノベーション事業(再掲7-③) (略)				

(1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
6-④ 【事業名】 U I J ターン奨励助成金事業 【内容】 中心市街地への移住者に対し、転入の際に必要な経費等を支援 【実施時期】 平成28年度～	宇部市	市外から市内への移住者に対し、転入の際に必要な経費や家賃の一部を助成するとともに、中心市街地への移住に対しては上乗せ支援することで活性化につなげる。 目標①「まちなか居住の推進」に資する事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和2年4月～令和7年3月	区域内外
6-⑤ 【事業名】 専門人材誘致家賃助成金事業 【内容】 医療や保育等の専門人材に対して家賃補助を行う 【実施時期】 平成29年度～	宇部市	市外から転入する医療、福祉、保育、建設、ICT人材及び、一次産業従事者に対して、中心市街地に居住するための家賃の助成を上乗せする。 目標①「まちなか居住の推進」に資する事業である。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和2年4月～令和7年3月	区域内外

(2) ②～(4) 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1)～(2)②略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
7-㉑ 【事業名】 中心市街地建物リノベーション事業(再掲7-③) (略)				

<u>7-26</u> 【事業名】 ご近所ふれあいサロン事業 【内容】 まちなか交流の場をつくる 【実施時期】 令和2年度～	宇部市	中心市街地の空き家や空き店舗を活用して、世代を超えたまちなか交流の場をつくる。 目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。	<u>支援措置</u> <u>重層的支援体制整備事業交付金</u> <u>実施時期</u> <u>令和3年度～</u>	
<u>7-27</u> 【事業名】 全世代型何でも相談事業 【内容】 ワンストップ相談窓口の開設や活動支援 【実施時期】 平成30年～	宇部市又は民間事業者	子育て、介護・障害、福祉、労働、交通等に関するワンストップ相談窓口を開設し、その活動を支援する。 目標①「まちなか居住の推進」、目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。	<u>支援措置</u> <u>重層的支援体制整備事業交付金</u> <u>実施時期</u> <u>令和3年度～</u>	

(4) から移設				
(4) から移設				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>7-28</u> 【事業名】 中央町地区起業拠点整備事業（再掲7-18） （略）				
<u>7-29</u> 【事業名】 出店サポートセンター事業 （略）				
<u>7-30</u> 【事業名】 広域情報集約発信事業 （略）				
<u>7-31</u> 【事業名】 ワンコイン・パスポートdeスタンプラリー （略）				

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>7-26</u> 【事業名】 中央町地区起業拠点整備事業（再掲7-18） （略）				
<u>7-27</u> 【事業名】 出店サポートセンター事業 （略）				
<u>7-28</u> 【事業名】 広域情報集約発信事業 （略）				
<u>7-29</u> 【事業名】 ワンコイン・パスポートdeスタンプラリー （略）				

(3)へ移設					7-30 【事業名】 ご近所ふれあいサロン事業 【内容】 まちなか交流の場をつくる 【実施時期】 令和2年度～	宇部市	中心市街地の空き家や空き店舗を活用して、世代を超えたまちなか交流の場をつくる。 目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。	—		
7-32 【事業名】 商業施設コミュニケーション支援事業 (略)					7-31 【事業名】 商業施設コミュニケーション支援事業 (略)					
(3)へ移設					7-32 【事業名】 全世代型何でも相談事業 【内容】 ワンストップ相談窓口の開設や活動支援 【実施時期】 平成30年～	宇部市又は民間事業者	子育て、介護・障害、福祉、労働、交通等に関するワンストップ相談窓口を開設し、その活動を支援する。 目標①「まちなか居住の推進」、目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。	—		
7-33 【事業名】 サンタクロスロード (略)					7-33 【事業名】 サンタクロスロード (略)					
7-34 【事業名】 女性起業・創業サポート事業 (略)					7-34 【事業名】 女性起業・創業サポート事業 (略)					
7-35 【事業名】 新天町リノベーションプロジェクト補助金事業 【内容】 空き店舗を活用し、若い世代が集う空間を創出する事業について、改装費や、開店・運営に必要な費用の一部を補助 【実施時期】 令和5年度～	宇部市	<u>空き店舗を改修し事業を行う者に対し出店に係る費用を補助することで、空き店舗の解消及び若い世代の来街・滞留を促進する。</u> <u>目標②「経済活力の向上」、目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。</u>			新規追加					

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
 [2] 具体的事業の内容
 (1) ~ (2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
8-② 【事業名】 ニューモビリティ導入事業 【内容】 ニューモビリティの導入に向けた実証実験等 【実施時期】 令和元年度～令和3年度	宇部市	宇部新川駅を起点に、回遊性、利便性の向上を図るため、グリーンスローモビリティの導入に向けた実証実験を行うなど、歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、その導入に向けた取組を推進する。 目標①「まちなか居住の推進」、目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。	支援措置 地方創生推進 交付金 実施時期 令和2年度～ 令和3年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
8-④ 【事業名】 交通結節点機能強化事業 【内容】 交通結節点としての機能強化を図る。 【実施時期】 令和元年度～令和3年度	宇部市	シェアサイクルや鉄道、バスなどの既存交通と次世代公共システムなどのニューモビリティを繋ぐ交通結節点として、宇部新川駅の機能強化を図る。 目標①「まちなか居住の推進」、目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

- [1] 略
 [2] 具体的事業の内容
 (1) ~ (2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
8-② 【事業名】 ニューモビリティ導入事業 【内容】 ニューモビリティの導入に向けた実証実験等 【実施時期】 令和元年度～令和6年度	宇部市	宇部新川駅を起点に、回遊性、利便性の向上を図るため、グリーンスローモビリティの導入に向けた実証実験を行うなど、歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、その導入に向けた取組を推進する。 目標①「まちなか居住の推進」、目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。	支援措置 地方創生推進 交付金 実施時期 令和2年度～ 令和3年度	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)				
8-④ 【事業名】 交通結節点機能強化事業 【内容】 交通結節点としての機能強化を図る。 【実施時期】 令和元年度～令和6年度	宇部市	シェアサイクルや鉄道、バスなどの既存交通と次世代公共システムなどのニューモビリティを繋ぐ交通結節点として、宇部新川駅の機能強化を図る。 目標①「まちなか居住の推進」、目標③「まちなかにぎわい創出」に資する事業である。		

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] (略)
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 宇部市中心市街地活性化協議会

宇部市が作成する中心市街地活性化基本計画に関し、必要な事項を協議し、基本計画記載の事項に寄与することを目的として、令和元年6月10日に設立された。

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

- [1] (略)
- [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項
 - (1) 宇部市中心市街地活性化協議会

宇部市が作成する中心市街地活性化基本計画に関し、必要な事項を協議し、基本計画記載の事項に寄与することを目的として、令和元年6月10日に設立された。

《宇部市中心市街地活性化協議会構成員》

	根拠条文	区分	構成員・団体等	所属団体役職等	役職
1	法第15条 第1項関係	地域経済	宇部商工会議所	会頭	会長
2			宇部商工会議所	専務理事	副会長
3		都市機能	(株)にぎわい宇部	代表取締役	副会長
4	法第15条 第4項関係	行政	宇部市 <u>都市政策部</u>	<u>部長</u>	
5			宇部市 <u>産業経済部</u>	部長	
6			宇部市 <u>観光スポーツ文化部</u>	部長	
7		商業者	宇部市商店街連合会 (宇部新天町名店街協同組合)	会長	
8			宇部市常盤通振興会	会長	
9			琴芝商店会	会長	
(略)					

(2) 宇部市中心市街地活性化協議会の開催状況

これまでの開催状況は次のとおりである。

	開催日	場所	内容
(略)			
1 2	令和3年9月28日	ココランド宇部	・国道190号(常盤通り)のウォークアブル化について ・旧山口井筒屋宇部店利活用計画(素案)について ・まちなかキッズスペースのオープンについて
1 3	令和3年12月21日	ココランド宇部	・旧山口井筒屋宇部店利活用計画(案)について ・宇部市中心市街地活性化基本計画の変更について ・新庁舎2期棟について
<u>1 4</u>	<u>令和4年3月28日</u>	<u>ココランド宇部</u>	<u>・旧山口井筒屋宇部店利活用計画の策定について</u> <u>・宇部市常盤通りウォークアブル推進協議会の設立について</u>
<u>1 5</u>	<u>令和4年5月12日</u>	<u>ココランド宇部</u>	<u>・宇部市中心市街地活性化基本計画について</u> <u>・宇部市常盤通りウォークアブル推進協議会について</u> <u>・旧山口井筒屋宇部店跡地利活用アドバイザー業務について</u>
<u>1 6</u>	<u>令和4年8月22日</u>	<u>ココランド宇部</u>	<u>・旧山口井筒屋宇部店跡地利活用に係る実施方針及び要求水準書(案)について</u> <u>・常盤通りのウォークアブル化について</u>
<u>1 7</u>	<u>令和4年12月19日</u>	<u>ココランド宇部</u>	<u>・宇部市中心市街地活性化基本計画の変更について</u> <u>・旧山口井筒屋宇部店跡地利活用について</u>

《宇部市中心市街地活性化協議会構成員》

	根拠条文	区分	構成員・団体等	所属団体役職等	役職
1	法第15条 第1項関係	地域経済	宇部商工会議所	会頭	会長
2			宇部商工会議所	専務理事	副会長
3		都市機能	(株)にぎわい宇部	代表取締役	副会長
4	法第15条 第4項関係	行政	宇部市 <u>総合戦略局</u>	<u>局長</u>	
5			宇部市 <u>商工水産部</u>	部長	
6			宇部市 <u>都市整備部</u>	部長	
7		商業者	宇部市商店街連合会 (宇部新天町名店街協同組合)	会長	
8			宇部市常盤通振興会	会長	
9			琴芝商店会	会長	
(略)					

(2) 宇部市中心市街地活性化協議会の開催状況

これまでの開催状況は次のとおりである。

	開催日	場所	内容
(略)			
1 2	令和3年9月28日	ココランド宇部	・国道190号(常盤通り)のウォークアブル化について ・旧山口井筒屋宇部店利活用計画(素案)について ・まちなかキッズスペースのオープンについて
1 3	令和3年12月21日	ココランド宇部	・旧山口井筒屋宇部店利活用計画(案)について ・宇部市中心市街地活性化基本計画の変更について ・新庁舎2期棟について
	<u>新規追加</u>		
	<u>新規追加</u>		
	<u>新規追加</u>		
	<u>新規追加</u>		

[3] (略)

1 0. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
(略)

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
(略)

1 2. 認定基準に適合していることの説明
(略)

[3] (略)

1 0. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項
(略)

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項
(略)

1 2. 認定基準に適合していることの説明
(略)